

補足説明

第 1 配偶者の居住権を保護するための方策

1 配偶者の居住権を短期的に保護するための方策

(補足説明)

1 部会資料 25-1 においては、配偶者の居住権を短期的に保護するための方策について、①居住建物について遺産分割が行われる場合と、②配偶者以外の者が無償で配偶者の居住建物を取得した場合等とに分けて規律を設けていた。もっとも、①のうち配偶者が居住建物についての遺産分割の手續に関与しない場合については、その規律の内容は上記②と同様の規律が妥当するものとしていた。

部会資料 26-1 においては、区分の方法と規律内容とを一致させる観点から、①居住建物について配偶者を含む共同相続人間で遺産の分割をすべき場合と②それ以外の場合に区分することとした。

2 字句等の修正を施したほか、以下の点（「(1)イ(7) b」）については、部会資料 25-1 から、実質的な内容を修正している。

すなわち、部会資料 25-1 では、配偶者短期居住権の譲渡を禁ずる明文の規定を設けず、ただ、配偶者が他の全ての相続人の承諾を得ることなく現実に第三者に居住建物を使用させた場合に、他の相続人において配偶者短期居住権の消滅請求や損害賠償請求ができることとしていた。しかしながら、配偶者短期居住権は配偶者の居住建物における居住を短期的に保護するために創設する権利であり、また、配偶者に経済的負担を課すことなく当然に成立するものであるから、譲渡を認める必要に乏しい。そして、配偶者居住権については、後記 2 の経緯からその譲渡を禁止する明文の規定を設けることとしたため、これとの均衡上、配偶者短期居住権についても、譲渡を禁止することを明文で明らかにすることが相当であると考えられる。そこで、部会資料 26-1 においては、配偶者短期居住権は例外なく譲渡することができないこととし、その旨の規律を置くこととした。

2 配偶者の居住権を長期的に保護するための方策

(補足説明)

字句等の修正を施したほか、以下の点（「(2)エ(1)」）については、部会資料25-1から、実質的な内容を修正している。

すなわち、部会資料25-1では、居住建物の所有者の承諾がある場合には、配偶者居住権を譲渡することができることとしていた。しかし、配偶者居住権は配偶者自身の居住環境の継続性を保護するためのものであるから、第三者に対する配偶者居住権の譲渡を認めることは、制度趣旨との関係で必ずしも整合的であるとはいえず、法制的にも問題があるものと考えられる。

これまで配偶者居住権の譲渡を認めることとしていたのは、配偶者居住権が遺産分割の対象財産又はみなし相続財産として配偶者の具体的相続分の範囲内で取得されるものであることから、例えば、配偶者が長期間居住することを前提に配偶者居住権を取得したにもかかわらず、予定していた期間を経過する前に予期しない事情から転居せざるを得なくなったような場合等に、居住のための費用を含むその後の生活費を取得するため、配偶者居住権を売却することができるようにしておく必要があると考えていたためであった。しかしながら、配偶者居住権は配偶者の死亡によって消滅する債権であり、継続性の点で不安定であることから、実際に配偶者居住権を売却することができる場面は必ずしも多くないと思われる。そこで、上記のとおり配偶者居住権の譲渡を認めることがその制度趣旨と必ずしも整合的でないことも併せ考慮して、配偶者居住権の譲渡を禁止することとした。なお、債権には原則として譲渡性があるから、譲渡が禁止されることを明らかにするため、明文の規定を設けることとした。

配偶者居住権の譲渡を禁止すると、配偶者が転居せざるを得なくなった場合の投下資本（上記のとおり配偶者居住権は財産評価の対象となり、配偶者の具体的相続分の範囲内で取得されるものであるため）の回収が問題になるが、従前どおり、建物所有者に買い取ってもらうことのほか、居住建物の所有者の承諾を得た上で第三者に居住建物を賃貸することが考えられる。また、第三者に対する賃貸であれば、一定期間の経過後に配偶者が再度居住建物での生活を営む意思を有している場合にも行うことが可能であるから、配偶者の居住権の保護という立法目的との不整合が生ずるとはいえない。また、賃貸であれば、短期間の需要もあり得ると考えられるし、配偶者、居住建物の所有者及び賃借人

の三者の間で、配偶者居住権の消滅後には居住建物の所有者が賃貸人としての地位を引き継ぐ旨の合意をすることにより、賃借人の法的地位の更なる安定を図ることも可能となるため、第三者に賃貸することによる回収可能性は高まると考えられる。

第2 遺産分割に関する見直し等

1 配偶者保護のための方策（持戻し免除の意思表示の推定規定）

（補足説明）

字句等の修正を施したほかは，特段の変更点はない。

2 仮払い制度等の創設・要件明確化

（補足説明）

特段の変更点はない。

3 一部分割

（補足説明）

字句等の修正を施したほかは，特段の変更点はない。

4 遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲

（補足説明）

字句等の修正を施したほかは，特段の変更点はない。

第3 遺言制度に関する見直し

1 自筆証書遺言の方式緩和

(補足説明)

特段の変更点はない。

2 自筆証書遺言の保管制度の創設

(補足説明)

特段の変更点はない。

3 遺贈の担保責任

(補足説明)

特段の変更点はない。

4 遺言執行者の権限の明確化等

(補足説明)

特段の変更点はない（注）。

(注) 前回の部会において、特定財産承継遺言がされた場合については、「遺言者が遺言書で別段の意思を表示した場合には、その意思に従う。」という規律を設けているにもかかわらず、特定遺贈がされた場合については、かかる規律を設けなかったことについて、改めて整理する必要があるとの指摘がされた。

特定遺贈について、「4(2)ア」の規律を設けた趣旨は、受遺者による遺贈の履行請求の相手方を明確にする点にあり、これによって、受遺者は、遺言執行者がある場合には遺言執行者を、遺言執行者がいない場合には相続人を相手方として、遺贈の履行請求をすべきことが明らかとなる。

他方、この点について遺言者の意思による変更を認めないこととしたのは、遺贈の履行請求の相手方について別段の定めをすることを認める必要はないと考えられるためである。すなわち、例えば、遺言者において、包括的な権限を有する遺言執行者のほか、

特定の遺贈についてのみ、特定の者に当該遺贈の履行をさせたいとの意向を有している場合には、当該遺贈についてのみ権限を有する遺言執行者を指定すればよく（現行法の下でも、複数の遺贈がある場合においては、遺言者が遺贈毎に遺言執行者を指定することもできるものと解される。）、また、相続人以外の第三者と相続人のいずれにも遺言の執行をする権限を付与したい場合も、複数の遺言執行者を指定することによって対応することが可能であり、この点について別段の定めをすることを認める必要性はないものと考えられる。

また、特定遺贈における遺言執行者の具体的権限は、遺贈義務の内容によって当然に定まるものと考えられるが、遺贈は法律行為であり、遺贈義務の内容は遺言者の意思によって定まるものであるから、遺贈義務の内容について遺言者が何らかの意思を表示した場合にその内容に従うことは当然であると考えられる（なお、「**3(1)アただし書**」においても、遺贈義務の内容について遺言者が別段の意思を表示し得ることを明らかにしている。）。そして、遺贈の場合には、遺言執行者がいない場合には相続人が遺贈義務を負うことになるため、遺贈義務の具体的な内容について、遺言執行者の権限として規律を設けることは法制的に困難であると考えられる。

これに対し、特定財産承継遺言については、相続人には遺言を執行すべき義務はないため、遺言執行者の権限として規律を設けることが可能であり、また、受益相続人の単独申請による登記具備が認められているなど特別の取扱いがされている結果、現行法上も遺言執行者の具体的な権限の内容について解釈上の疑義があることから、遺言者の意思が明らかでない場合のデフォルト・ルールを定める必要性が高いものと考えられる。

「**4(2)イ**」の規律は、このような観点から規律を設けるものであるが、遺言執行者の具体的な権限の内容については、遺言者の意思による変更を認めることが相当であるため、「**イ・(ウ)**」のような規律を設けることとしたものである。

第4 遺留分制度に関する見直し

1 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し

(補足説明)

「1(3)」の規律を以下のとおり修正している。それ以外の点は、字句等の修正を除き、特段の修正点はない。

すなわち、これまでの案においては、金銭請求を受けた受遺者又は受贈者の利益に配慮する観点から、①受遺者又は受贈者の請求により、遺贈又は贈与の目的である財産のうちその指定する財産により給付する制度を設け（現物給付制度）、②その請求がされた時に、指定財産の価額の限度で金銭債務が消滅するとともに指定財産に関する権利移転が生じることとし、また、不要な財産の押しつけにならないよう、③遺留分権利者による指定財産の放棄を認めることとしていた。

もっとも、この規律については、当部会においても、受遺者又は受贈者が不要な財産を押しつける懸念がなお存在するとして慎重な検討を求める意見もあったことから、要綱案の策定に当たって再度慎重に検討を行った。

まず、この規律については、特に③の指定財産の放棄の制度が他に類を見ない特殊な制度であるが、③のような規律を設けると、遺留分権利者の権利を現行法より相当に弱めることになり、放棄がされることを狙って、現物給付の意思表示をするといった濫用がされるおそれがあること自体は否定することができない。他方、指定財産の放棄の規律のみを削除することについては、当部会においても、受遺者又は受贈者が遺留分権利者にとって現に不要な財産を指定し、それが権利の濫用とはいえないような場合に、遺留分権利者においてその管理の負担のみが課せられることにもなって不当であるとの指摘が複数の委員からされてきたところである。

このように、③のような規律を設けると、一方で、受遺者等の濫用を誘発するおそれが相当程度存在するにもかかわらず、他方で、このような規律を設けなければ、かえって遺留分権利者の利益に反するおそれがあるというジレンマが生ずることになるが、そのこと自体この規律に法制上の問題があることを示すものということができるように思われる。

そこで、この間、別案を含めて検討を行ったが、まず、指定財産の権利の放棄があった場合には、金銭債務が復活するとの規律については、単に受遺者又

は受贈者が指定する財産を受領することについて遺留分権利者が同意しなければ金銭債務が消滅をしないということに他ならず、当事者が合意によって、金銭債務の支払に代えて別の物で給付することができるという代物弁済（民法第482条）とほぼその効果が異なるころはなく、あえて制度を新設する理由に乏しいものと考えられる。

次に、不要な財産の押し付けを回避しつつ、最終的には遺留分権利者の意思にかかわらず現物給付を実現するために、①現物給付の申出をするか否かは受遺者等の判断に委ねることとした上で、②受遺者等が現物給付の申出をした場合には、指定財産の範囲について一定の制限（部会資料25-1第4の1(3)アただし書と同様の規律）を設けることを前提として、第一次的な指定権を遺留分権利者に認め、③遺留分権利者がその指定権を十全に行使しなかった場合にはその指定権が受遺者等に移転するという制度を設けることも考えられる。しかし、これについては、かなり複雑な制度となる上、例えば、遺贈の対象財産の中に、受遺者等の生活の基盤となっている財産（例えば居住用不動産）や事業用財産などが含まれている場合には、受遺者等が現物給付の申出をできないこととなり、金銭の調達に困難が生ずる可能性があるといえ、このような案を採用することも困難といえる。

現物給付の制度は、金銭請求を受けた受遺者又は受贈者が直ちには金銭を準備することができず不利益を被る可能性があるため、これらの者の利益に配慮したものであったところ、その利益に配慮する必要性自体はなお否定されないものと考えられる。そこで、借地借家法第13条第2項（建物買取請求権を行使された借地権設定者の請求による代金債務の期限の許与）や民法第196条第2項（有益費償還請求を受けた占有物の回復者の請求による有益費支払債務の期限の許与）などの例を参考にして、金銭請求を受けた受遺者又は受贈者の請求により、裁判所が、金銭債務の全部又は一部の支払につき期限の許与を付すことができることとした（なお、金銭請求を原則とするドイツにおいては、2009年法改正において金銭債務の支払の猶予を可能とするなどの法改正が行われている。）（注）。

（注）これまで部会においては、金銭請求を受けた受遺者又は受贈者が直ちに金銭を準備することができない場合に生ずる不都合に対処するため、様々な案を検討してきたところである。すなわち、中間試案においては、金銭請求を受けた受遺者又は受贈者が、遺贈又

は贈与の目的財産による現物給付をすることができるとしつつ、その給付する財産の内容を裁判所が定めるという案（甲案）と、現物給付の主張がされた場合には現行法と同様の規律で物権の効果が生ずるという案（乙案）の両案を提案として掲げていた。もっとも、中間試案についてはパブリックコメントに付したところ、甲案と乙案で比較すると甲案を支持する意見が多かったものの、いずれの案にも反対するとの意見も相当数寄せられ、また、パブリックコメント後の部会において甲案を中心に検討を行ったところ、裁判所の裁量的判断により現物給付の内容を定めることは当事者の予測可能性を欠き、法的安定性を欠くとの意見が強く、結局、採用されなかった。

次に、部会においては、追加試案にも掲げられているとおり、現物給付の指定権を裁判所に委ねるのではなく、受遺者又は受贈者に付与するという案について検討を行った。もっとも、追加試案をパブリックコメントに付したところ、受遺者等に指定権を与えると、遺留分権利者に不要な財産を押しつけることになり、遺留分権利者の権利を不当に弱めるものではないかとの意見が多く寄せられ、その後の部会においても、追加試案の規律を修正し、受遺者等の裁量権を限定する方向で検討を行ったものの、完全にはその懸念を払拭するには至らなかったところである。

部会においては、一貫して金銭を直ちには準備できない受遺者等の利益を図るためにどうしたらよいかとの観点で検討を行ってきたものであるが、上記のとおり、現物給付の規律を採用することには法制上の問題があるため、最終的には、裁判所による期限の許与を認める限度で、その保護を図ることとしたものである。

2 遺留分の算定方法の見直し

(補足説明)

特段の変更点はない。

3 遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直し

(補足説明)

字句等の修正を施したほかは、特段の変更点はない（なお、従前の「(2)」の規律については、「(1)後段」の規律として整理している。）。

第5 相続の効力等（権利及び義務の承継等）に関する見直し

1 権利の承継に関する規律

（補足説明）

前回の部会資料においては、「1・(2)」の受益相続人の単独通知の方法について、遺言書等の書面の交付を必須の要件としていたが、この点については、他の相続人のプライバシー保護等の観点から問題があるのではないかとの指摘があったため、法制上の観点を含め、改めて慎重に検討することとした。

そもそも、受益相続人による単独通知の場合において、遺言書等の書面の交付を必須の要件とした趣旨は、遺言者の意思等に基づいて作成されたものを交付することによって、虚偽通知を防止する点にあった。もっとも、遺言書等には債権の承継以外の内容も記載されていることからすると、遺言書等の交付を必須の要件とすることは、その開示を望まない相続人にとっては心理的な抵抗が大きいものと考えられる。また、遺言書等の交付までは望まない債務者においても、受益相続人から遺言書等の交付があった場合には拒絶することができず、その返還を求められない場合には、保管等が必要となる場合もあり得るなど、実務上の問題が生ずる懸念があるものと考えられる。

他方、遺言書等の交付の趣旨が、虚偽通知の防止にあることからすると、遺言書等の交付を必須の要件とするまでの必要はなく、債務者をして、客観的に遺言等の有無やその内容を判断できるような方法（例えば、受益相続人が遺言の原本を提示し、債務者の求めに応じて、債権の承継の記載部分について写しを交付する方法）をもって通知することでも足りるものと考えられる。

そこで、遺言書等の交付を必須の要件とはせず、債務者において、客観的に遺言の内容を判断することができる方法による通知を認める観点から、「遺言の内容を明らかにして」通知をしなければならないとすることとした。

2 義務の承継に関する規律

（補足説明）

特段の変更点はない。

3 遺言執行者がある場合における相続人の行為の効力等

(補足説明)

字句等の修正を施したほかは、特段の変更点はない。

第6 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

(補足説明)

法制的観点踏まえ改めて検討した結果、以下の2点について修正を加えている。

まず、「1ただし書前段」を削除し、「1」に「無償で」との文言を加えている。従前から特別寄与者が対価を得ていないことという要件をただし書において表現してきたが、本文において請求権発生の要件として示した方が国民にとってより分かりやすいものと考えられ、また、そのように表記することに特段の弊害もないことから、表現に修正を加えたものであって、規律の実質的内容に変更を加える趣旨ではない。

次に、「1ただし書後段」を削除している。第25回の部会の議論において、請求権者の範囲が「被相続人の親族」として定められることとなり、従前より広がったところ、これに伴い、本方策の制度趣旨として、被相続人の推定的意思よりも実質的公平を図るという色彩がより色濃くなったものと考えられる。そこで、本方策における規律を改めて検討したところ、従前の「1ただし書後段」は、被相続人の一存をもって、特別の寄与をして被相続人の財産の維持又は増加に貢献した者の請求を否定することを認めるものであり、場合によっては、この規律が、実質的公平という本方策の制度趣旨に反する場面もあると考えられる。これに加え、本方策は、実質的には、寄与分の主張権者を拡大することを意図するものであるところ、現行法の寄与分に関する規律（民法第904条の2）においても、「1ただし書後段」に相当する規律は設けられていない一方で、遺贈（被相続人の意思による財産処分）が寄与分により制約を受けないことは、民法第904条の2第3項において示されているところ、本方策においても同様の整理をすることには一定の合理性があるものと考えられる。

これらの点を考慮して、本部会資料では、「1ただし書」を削除することとしている。